

## 第三者行為(交通事故等)により医療機関等を受診する際の注意事項について

【交通事故等の負傷で組合員証等を使用して受診する場合は、共済組合への届出が必要です。】

第三者行為(交通事故等)で負傷した際に組合員証等(健康保険証)を使用して医療機関等を受診する場合、本来、加害者が負担すべき医療費を共済組合が一時的に立替え、共済組合は、立替えた金額の範囲内で被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することになります。

このため、第三者行為による負傷等で組合員証等の使用をする場合は、共済組合へ以下の届出が必要です。

提出書類へ必要事項を記入・押印のうえ、所属所の共済組合事務担当者へご提出ください。

**※ 届出に応じない場合・共済組合へ断りなく示談した場合(損害賠償請求権を放棄した場合を含む)の医療費は、全額返還していただきます。**

◆◆◆ 1～6の提出書類を事故発生日から1か月以内に一括して提出してください。◆◆◆		
1	損害賠償申告書	必要事項を記入し、所属所長の証明を受けてください。
2	事故発生状況報告書	事故の状況等を詳しく記載してください。
3	念書兼同意書	共済組合が加害者へ損害賠償請求を行う際に必要ですので、内容を確認し、記入・押印してください。
4	誓約書	加害者(事故の相手)に記入してもらってください。 加害者の任意保険が一括して手続を行う場合、保証人欄は保険会社担当者に記入してもらってください。
5	交通事故証明書	交通安全運転センターで交付を受け、原本で提出してください。
6	人身事故証明書入手不能理由書	交通事故証明書右下の記載が物損事故扱いの場合、交通事故証明書に負傷者の氏名が記載されていない場合に提出してください。
7	傷病治癒報告書	治療が完了(症状が固定)したときにすみやかに提出してください。

### <届出に関する注意事項>

- ・ 就業時間中・通勤中の事故による負傷は公務災害または労災保険適用となりますので、組合員証等を使用した受診の対象にはなりません。(この場合、共済組合への損害賠償申告書等の提出は不要)
- ・ 事故の過失割合に関わらず、組合員(被扶養者)を被害者として記入してください。
- ・ 組合員側が100%加害者(センターラインオーバー、停止車両への追突など)の場合は「1 損害賠償申告書」、「2 事故発生状況報告書」、「7 傷病治癒報告書」の3点を提出してください。
- ・ 単独・自損事故で負傷し、医療機関等を受診する場合は、「1 損害賠償申告書」と「7 傷病治癒報告書」の2点を提出してください。
- ・ 相手のある事故の場合で、組合員証等を使用しない(全額を加害者・相手保険会社が負担)で受診した場合は「1 損害賠償申告書」のみ提出してください。

### <医療機関受診時の注意事項>

- ・ 交通事故等による負傷である旨を必ず申出してください。
- ・ 同一の負傷について、医療機関と接骨院(整骨院)の両方に受診することはできません。

